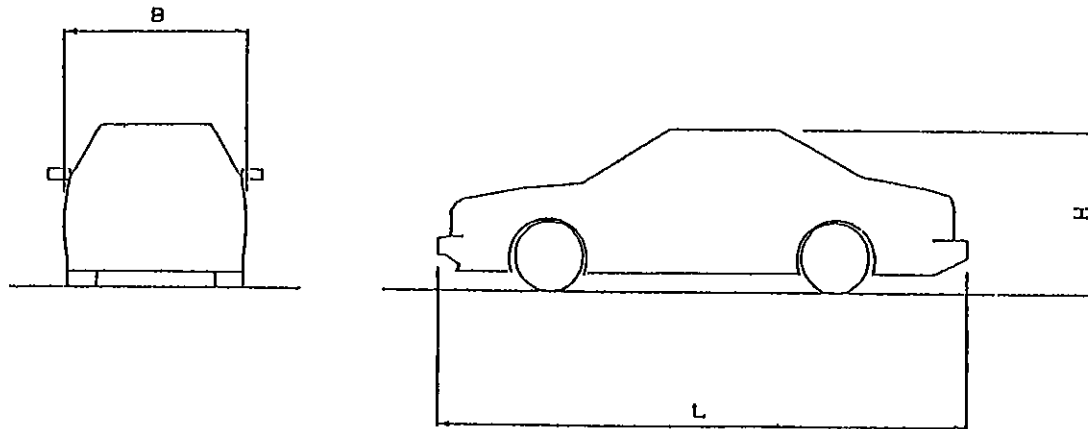


メゾン石切
機械式駐車設備

取扱説明書



機械式駐車設備 仕様書		
大臣認定	特殊駐車装置認定第756号	
名称	サンキンマルチージ(昇降横行ピット式)	
型式	サンキンマルチージVH20	4M
収容車種、台数	普通乗用車	7台
収容可能な車両諸元	全長(mm)	4,900
	全幅(mm)	1,800
	ドアミラー幅(mm)	1,950
	全高(mm)	1,550
	重量(Kg)	1,700
昇降	行程(mm)	1,900
	時間(秒)	35
	電動機(Kw)	@1.5
横行	行程(mm)	2,350
	時間(秒)	24
	電動機(Kw)	@0.2
乗入方向	後退入庫	
操作方式	押ボタン、テンキー式	
電源	AC3φ 220V 60Hz 2.5KVA+E3	
安全装置	パレット落下防止装置 非常停止スイッチ 車長検知装置	
特記事項	溶融亜鉛メッキ	
特殊仕様		

※ドアミラー車はミラーを折りたたんで収容して下さい。
 ※上記範囲内であっても車種によって不適合となる場合があります。

操作の説明

〈注記〉本図とデザインが異なる場合があります。

☆運転ボタン

指定したパレット番号を確認し、装置を作動させるのに使用します。

☆デジタル表示器

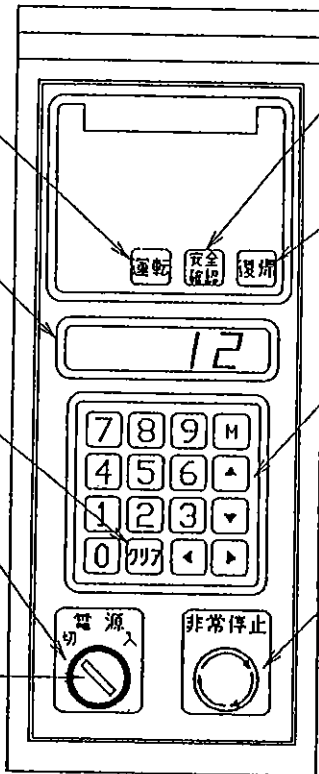
指定したパレット番号を表示します。異常時のエラーコードも表示します。

☆クリア

パレット番号を間違えたときに使用します。

☆電源キースイッチ

操作盤を操作するときに使用します。[切]の位置のみキーが抜けます。



☆安全確認ボタン(オプション)

装置内の安全を確認し、ゲート(オプション)を下降させる時に使用します。

☆復帰ボタン

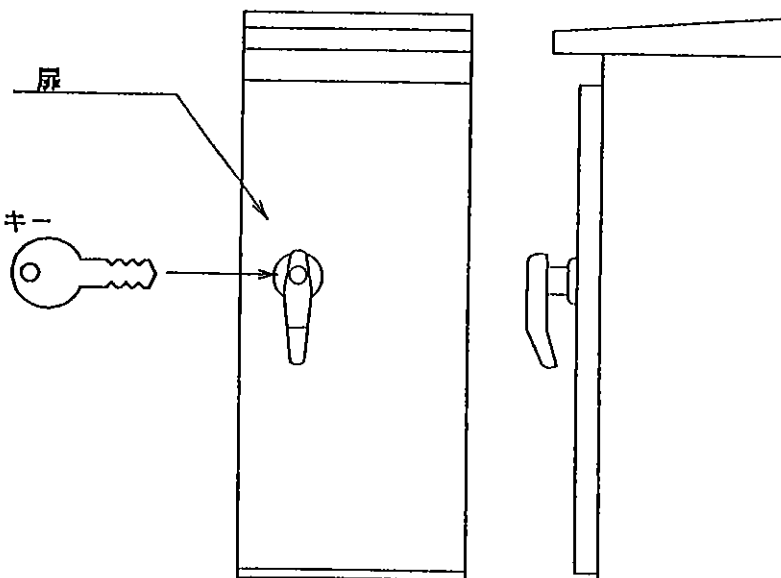
異常時のブザー停止および異常を復帰させるときに使用します。

☆テンキー(0~9)

パレット番号を指定するときに使用します。

☆非常停止ボタン

緊急時のみ装置を停止させるときに使用します。
※矢印の方向にまわすとボタンは復帰します。



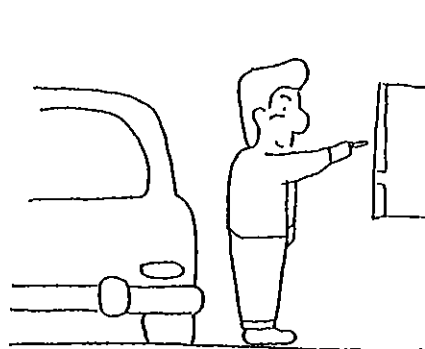
注意 操作を始める前に安全確認をしてください。

- ① 装置内に人や動物はいませんか？
- ② 装置内に障害物はありませんか？

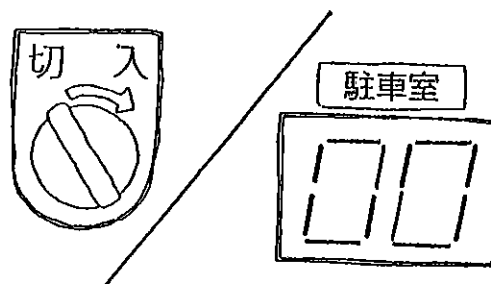
● 操作の説明

★前面ゲート(オプション)が無い場合は、下段パレットまたは、上段パレットが最初から下段にある場合、操作盤の操作は不要ですので、すぐに入出庫できます。

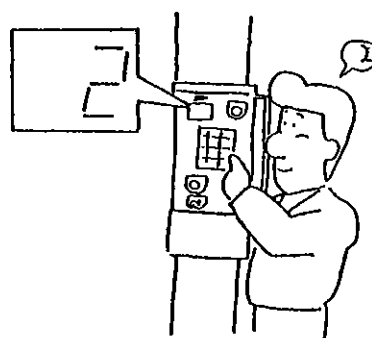
- ① 操作盤のキーを差し込み、扉を開けてください。
正常時には、デジタル表示器は消灯しています。



- ② 電源キースイッチにキーを差し込み、[切] → [入] へ切り替えてください。
デジタル表示が [0 0] に変わります。
- 装置に異常があるときは、エラーコードが表示されてブザーが鳴ります。
 - 復帰ボタンを押してブザーを止めてください。
 - 表示が [0 0] になれば、装置は正常に戻りましたので、操作を続けてください。
 - 表示が [0 0] にならないときは、故障ですので、メンテナンス会社へ連絡してください。
その際にはエラーコードをお知らせください。



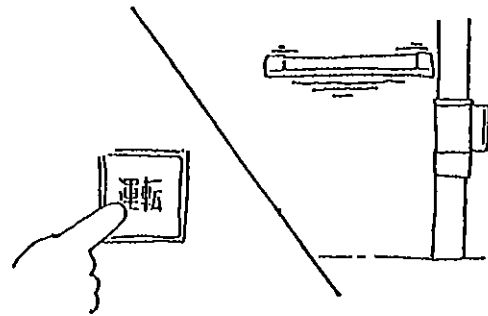
- ③ 使用するパレットの番号をテンキーで入力してください。
入力されたパレット番号がデジタル表示されます。
- 番号を間違えたときはテンキー下部の [クリア] を押してデジタル表示を [0 0] に戻してから正しい番号を入力してください。



④ 装置内の安全とパレット番号を確かめてから
[運転] ボタンを押してください。装置が作動

●呼び出されたパレットが下段（地上）に無い
場合は、まずパレットが昇降／横行します。
（最初から下段にある場合は、パレットは作動
しません。）

●呼び出されたパレットが下段に停止する

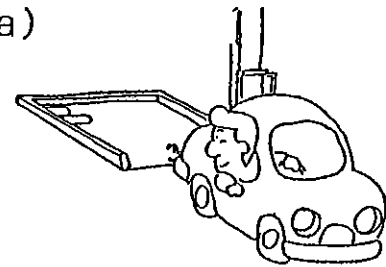


⑤ 自動車を入出庫してください。

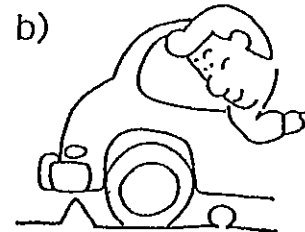
[入庫の場合]

- a) 装置内部および周囲の安全を確認してから、自動車を入庫してください。
必ず後退（バック）で入庫してください。
- b) 後タイヤが図の位置に来るように駐車してください。

a)



b)



c)

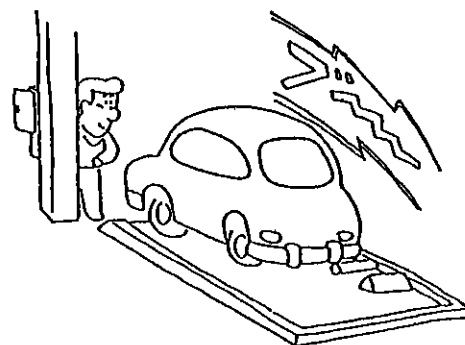


！注意！ 絶対にタイヤ止めを乗り越えないでください。大事故になります。

- c) サイドブレーキを確実に引いてください。
- d) ドアをロックして、装置の外へ出てください。
- e) つぎの操作を始める前に、ドアとトランクが閉まっているか、もう一度確認してください。

[出庫の場合]

- a) 装置内部の安全を確認してから、装置内へ入ってください。
- b) 周囲の安全を確認してから、自動車を出庫してください。
- c) つぎの操作のために、自動車から降りてください。

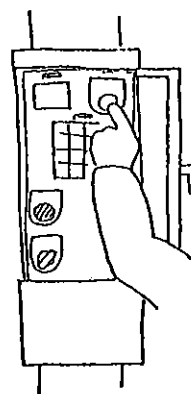


交通の妨げにならない位置に停車し、サイドブレーキを確実に引いてください。

【ゲート無しの場合】

！注意！自動車正しい位置に駐車していないと、安全装置が働き（車長センサ）他の上段パレットが呼び出せなくなる恐れがあります。

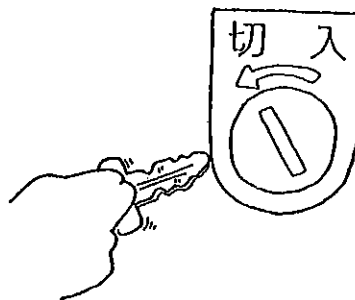
- ⑥ 入出庫が完了したら、安全確認ボタンを押してください。



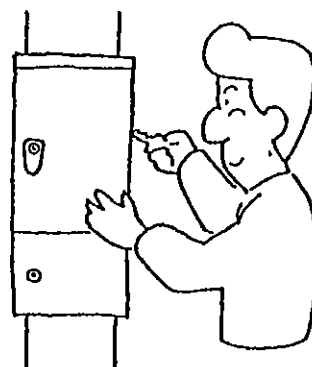
★前面ゲート（オプション）が無い場合は、電源キースイッチを〔入〕→〔切〕に切り替えてからキーを抜いてください。

- ⑦ 前面ゲート（オプション）の下降が完了したら、電源キースイッチを〔入〕→〔切〕に切り替えてからキーを抜いてください。

！注意！ 電源キースイッチが〔入〕の位置にあるまま無理に引き抜こうとすると、キーが壊れます。

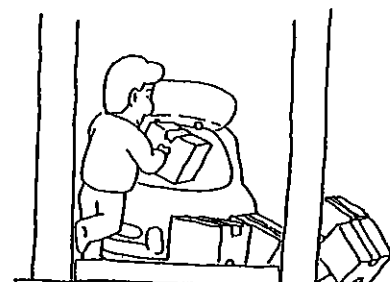
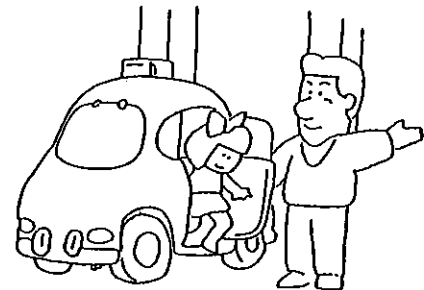
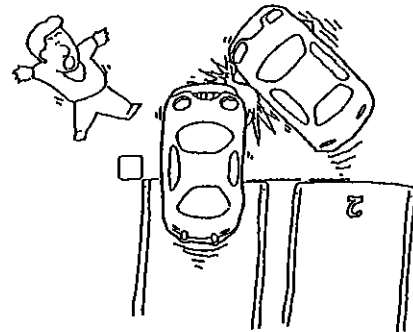
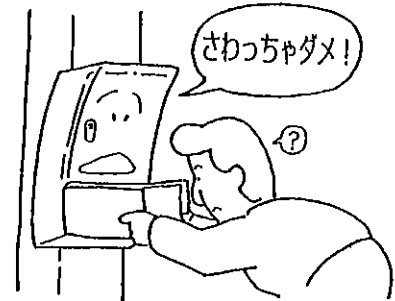
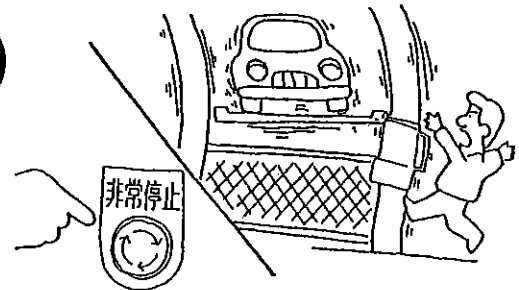


- ⑧ 操作盤の扉を閉め、カギを掛けてください。
（扉付きの場合）
通常の操作は、以上で終わりです。



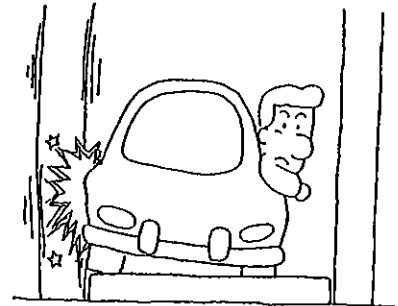
● 使用上のご注意

- 1) 装置〔前面ゲート (オプション)を含みます〕が作動中は、操作盤の前から離れないでください。
本装置は各種の安全システムを設けて事故の防止に万全を期していますが、万一の場合には操作盤内の非常停止ボタンを押して装置を停止してください。
- 2) 装置には多数のリミットスイッチやセンサーが取り付けられており、又操作盤の下部に保守用スイッチが取り付けられています。調整が狂うと装置の操作に支障をきたすだけでなく、重大な人身事故の原因にもなりますので、絶対に手を触れないでください。
- 3) 同時に2台以上が入出庫しないでください。
自動車同士の接触や人身事故の原因になります。
- 4) 装置内に立ち入るのは運転者だけにしてください。
同乗者は、必ず装置の外で乗り降りしてください。
- 5) 装置内部では、荷物の積み降ろしをしないでください。



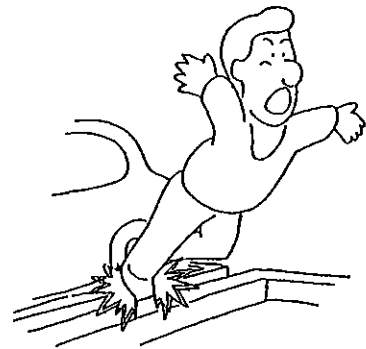
6) 装置に自動車をぶつけないようにしてください。

装置内では徐行してください。
パレットの両脇は10センチほど高くなっています。
車体をぶついたりタイヤを乗り上げたりしないように注意してください。

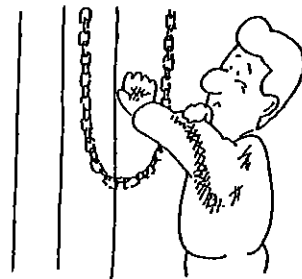


7) パレットとパレットの間に4センチほどのスキマがあります。
つまづかないように注意してください。

とくにハイヒールなどは危険ですので、なるべく着用しないでください。



8) 上段パレット4隅の吊りチェーンに触れると衣服が油で汚れることがありますので、注意してください。



9) 頭上注意

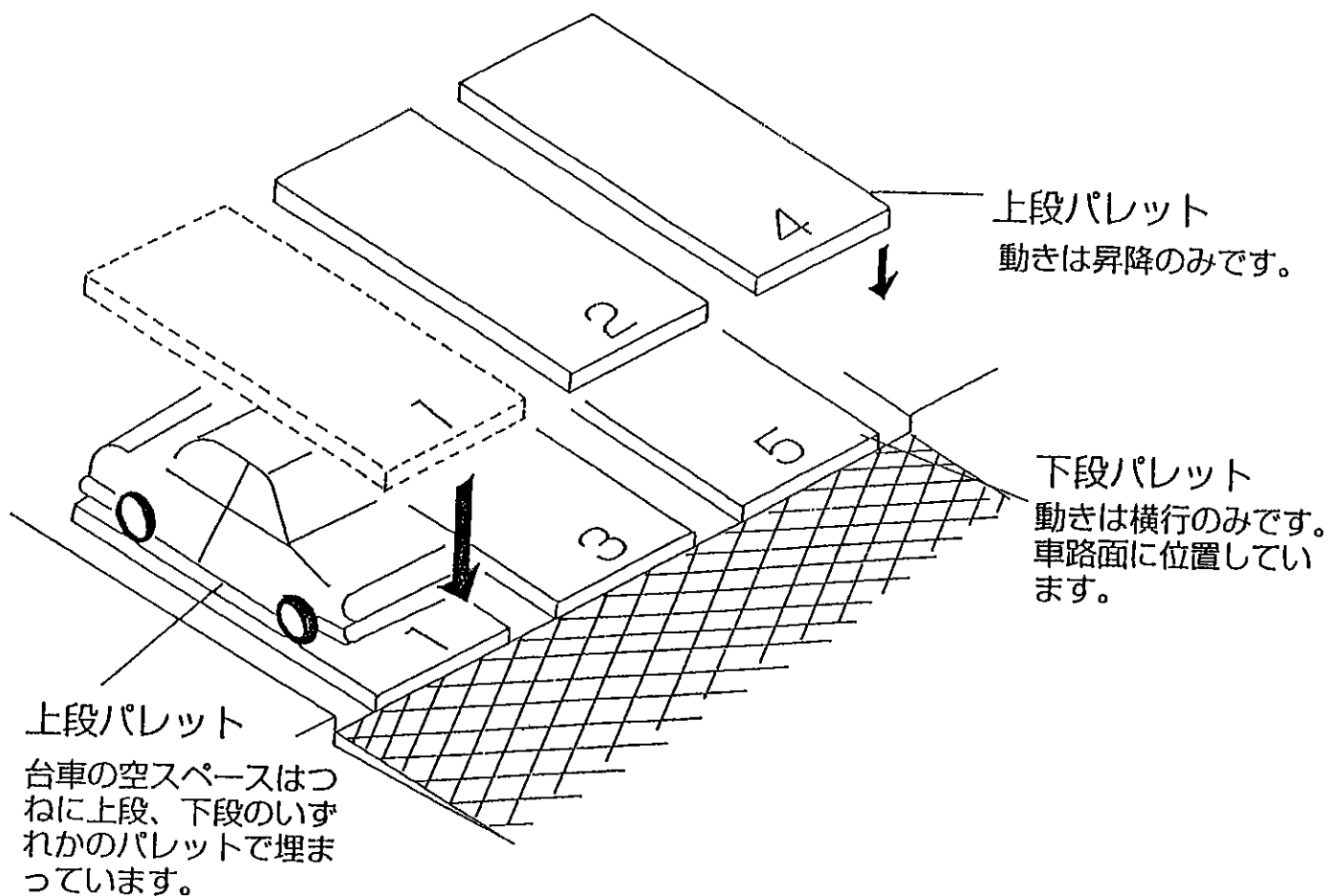
上段パレットが頭上近くにありま
すので、出入りには注意して下さ
い。



パレットの動き

！注意！


下図のパレット番号は一例です。



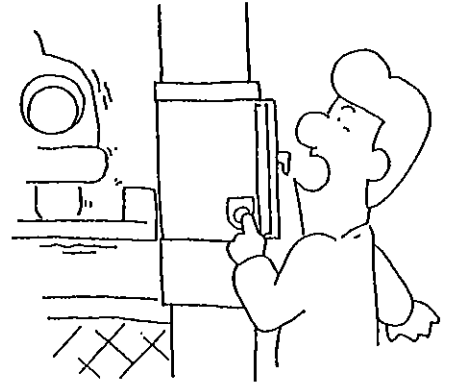
1～5はパレット番号を示します。

例えば2を下降させたいときには、操作盤で番号を指定することにより、パレット1が上昇し、3が左へ移動し、2が下降します。

非常停止

装置が作動しているときに危険を感じたら【非常停止】ボタンを押してください。装置はただちに停止します。（電源キースイッチの【入】【切】にかかわらず停止します。）非常停止ボタンを押して装置を停止させたときは、まず【復帰】ボタンを押してブザーを止め、安全を十分に確認したうえで、【非常停止】ボタン頭部の  印の右方向に回して解除してから、もう一度【復帰】ボタンを押してください。

再び安全を十分に確認うえで、【運転】ボタンを押してください。装置は作動を再開します。

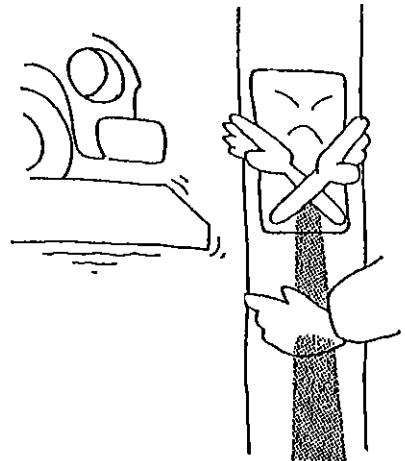


車長

入出庫の全長をチェックするために、センサが設けてあります。このセンサは入出庫時や装置が作動中のときにも常に監視しています。タイヤ止めまで後退し駐車してもブザーが鳴っている場合、車長制限を超えていますので駐車できません。

また、作動中の装置内に手足や荷物を差し込むと、装置が停止することがあります。このような行為は非常に危険ですから、絶対にしないでください。

万一、装置を停止させてしまったときは、非常停止を同じ操作で、装置の作動を再開させてください。



侵入(進入)検知装置

装置手前に、安全のための光電センサーが設けてあります。自動運転中に装置内へ人または物(含自動車)が侵入(進入)すると、装置はただちに停止し、ブザーが鳴り始めます。

万一、装置を停止させてしまったときは、非常停止を同じ操作で、装置の作動を再開させてください。

(1) 保証

引渡後1年間に設計製作並びに据付施工の不良等、弊社の責に帰する故障のあった場合は無償で補修いたします。(消耗部分は除きます。)

また引渡後の点検、保守管理は貴社の責任において実施するのを原則としますが、最初の3ヶ月間は弊社において保守、点検を行い4ヶ月目からは弊社のサービス業務委託会社と保守契約(有償)を締結して戴き当装置の正常な稼働と円滑な運営をお願いいたします。

(2) 保守点検

本装置の点検、調整は当社指定のサービス員に限定してください。
始業点検は必ず行ってください。

(3) 故障時の処置

本装置の故障時の処置は、当社指定のサービス員に限定してください。

(4) 給油・部品交換・塗装

(イ) 給油

当社指定サービス員の指示に従って給油をしてください。

(ロ) 部品交換

使用部品の中には定期交換の必要のあるものがありますので、当社指定サービス員に依頼し交換してください。

(ハ) 塗装

当社指定サービス員の指示に従って塗装をしてください。

例) 屋外物件は、2年に一回程度塗装をすると、装置の寿命が長くなります。

例) 屋内物件は、3年に一回程度塗装をすると、装置の寿命が長くなります。

管理基準

社団法人 立体駐車場工業会

1. 主旨

機械式駐車場の保全、場内における人および自動車の安全確保等に必要な管理事項については、法令によるほか、本基準によるものとする。

(解説)

機械式駐車場を管理していくうえで最も留意しなければならないことは利用者の安全である。管理基準では駐車場法第2条第2号に限定することなく、広く機械式駐車場を管理する管理者または所有者が駐車場の安全確保のために必要な事項と、装置を常に最良の状態で作働させるために必要な事項を定める。

2. 管理規定

機械式駐車場を運営するために必要な事項は管理規定として定める必要がある。管理規定には法令に定めるものの他、次の事項を考慮しなければならない。

- 1) 業務の分担区分と責任の所在を明確にする。
- 2) 非常時の処理方法を明確にする。
- 3) 人と車と装置の安全保持に必要なことを徹底する。
- 4) 装置の取扱上、特に注意すべきことを徹底する。

2.1. 業務の分担区分と責任の所在を明確にする。

2.1.1 定められた取扱者のほかは装置の運転はさせない。

(解説)

定められた取扱者とは装置の運転について必要な知識を有する専任の操作員を言う。

ただし、必要な措置を講じた装置では利用者による自主運転もできる。

なお、自主運転にあたっては、取扱者に装置の運転に必要な知識および非常時の処理方法ならびに取扱上の注意事項等教育を行うこと。

2.1.2 専任の操作員の有無にかかわらず、管理責任者を定め稼働時の安全管理と始業終業時の点検を行うこと。

2.1.3 取扱者の守るべき事項

- ア. 装置の運転にあたっては疾病、および酒気を帯びたときは装置の取扱をしない。
- イ. 装置の運転にあたってあらかじめ安全を確認すること。

(解説)

取扱者は装置を運転する前に装置付近および装置内部を確認し、人がいないこと、障害物のないこと、自動車が搬器内に正しく格納されていること、その他運転の支障となる状態がないことを確認する必要がある。

ウ. 利用者の守るべき安全上の注意事項については、よく徹底するよう指示を与えること。

(解説)

利用者は搬器内に自動車を格納するにあたっては、車を搬器内の正しい位置に停止し、サイドブレーキを引き、自動車のすべての扉を確実に閉じた後、すみやかに装置外に退出する。なお、運転者以外は装置内に立ち入らない。

2.2. 非常時の処理方法を明確にする。

2.2.1 非常においては利用者の安全を第一に図り、事後の適切な処理を講じる。

ア. 搬器内に人が同乗する方式であって、搬器が移動途中で停止した場合、車内から搬器内に設置してある連絡装置で連絡をとれるようにし、車外には出ないよう指導する。

(解説)

人が同乗して移動する装置（自動車用エレベータ等）にあつては、車から降りることなく、インターホン等で連絡が取れるようにし、利用者の不安をやわらげるとともに車外には出ないよう指導する。

イ. 装置に係る人身事故の発生に対処するため救急用具等を常備し、定置場所を明示し、救急の医療機関・専門技術者との連携方法を定める等の措置を講じておかなければならない。

ウ. 装置に係る人身事故が発生したときは、速やかに応急手当て、消防署・医療機関・被害者の家族・専門技術者・関係官公署への連絡等の救急措置を講じなければならない。

2.2.2 火災、地震などの災害発生時における処置方法を明確にしておくこと。

ア. 装置に火災が発生した時は、装置を停止させ速やかに消火活動を行う他、消防署・専門技術者・関係官公署への連絡等の措置を講じなければならない。

イ. 装置の運転再開にあたっては点検および試運転を行うこと。

2.3. 人と車と装置の安全保持に必要なことを徹底する。

2.3.1 収容車種の表示

駐車装置に収容可能な車種、寸法、重量、その他付随する必要な事項は、出入口付近の見やすい位置に表示する。

2.3.2 入庫の制限

装置の管理者は、前項に表示された車種の制限をこえる自動車を入庫させてはならない

2.3.3 注意事項の表示

利用者が守るべき注意事項は見やすい位置に表示し、必要に応じて口頭で伝えること。

2.3.4 立入制限の表示

工業会技術基準に定める操作方式による分類のうち、無人方式では出入口の付近に「装置内立入禁止」、準無人方式では操作位置付近に「装置内確認後運転」等の標示をするなどにより、利用者の安全確保の徹底をはかること。

(解説)

無人方式とは駐車場を利用する人が装置内に立入ることなく、自動車だけを移動する方式。

準無人方式とは人が装置の外に出た後自動車だけを移動させる方式で、いずれも人が装置内にとどまらないことを前提とした装置であるので、その徹底を図ることが必要である。

2.3.5 取扱説明の表示

利用者による自主運転管理の装置は利用者の見やすい位置に取扱の説明を表示すること。

2.3.6 定期点検および保守

装置はあらかじめ定められた装置に適した方法、間隔等の保守基準にしたがい、定期点検および保守を行うこと。

(解説)

定期点検は法令に定められた点検の他に、運転または作動の系統、特にブレーキの機能点検の他各種安全装置の機能、不具合箇所の点検補修その他必要に応じて各部の給油、付帯設備の機能点検をする。

なお、定期点検は装置の安全保持と性能維持を図るため、専門技術者によりおおむね1ヶ月以内ごとに実施することが望ましい。点検の結果はその点検記録を3年以上保存する。

2.4. 装置の取扱上、特に注意すべきことを徹底する。

(解説)

駐車装置の構造・機構・操作方法等は多種多様である。このため前項までに述べた注意事項の他、装置特有の操作方法・注意事項を製造メーカーの取扱説明書により取扱者に周知徹底させること。

2.5. その他の事項

2.5.1 入出庫の管理

駐車場内の混雑および前面道路の機能阻害を防止し、駐車場内外の安全確保のために状況に応じた適切な入出庫管理を行うこと。

(解説)

入出庫管理において特に留意すべきことは、入出庫する自動車の集中と満車時の処理である。駐車場の規模、装置の基数、配置および円滑性、前面道路などの状況に応じた処理方法をあらかじめ明確にしておくことが必要である。特に入庫のために待機している自動車が道路において交通渋滞の原因にならないよう配慮すべきである。

2.5.2 機械室の管理

機械室の管理は安全および防火について十分注意すること。

(解説)

エレベータ方式の駐車装置では機械室へは必要な物以外は置かず、出入口扉は常時施錠し機械室への通路は常に確保しておかなければならない。また出入口付近に「火気厳禁」「関係者以外の立入禁止」の表示をすること。